

一問一答 憲法・行政法（新版）

■p. 121 解説 3

解説を以下の通り、訂正してください。

- 3〇 憲法改正における「総議員」とは、臨時会（憲法 53 条）、議事の定足数（同 56 条 1 項）にいう総議員と同じく、現に在職している議員の総数をいう。

■p. 121 解説 4

解説を以下の通り、訂正してください。

- 4 × 憲法 96 条 1 項後段にいう「国会の定める選挙」とは、国会の指定する全国規模で行われる選挙をいうので、枝文前半は正しい。しかし、承認のための「過半数」の賛成とは、投票総数（憲法改正案に賛成の数及び反対の数を合計した数）の 2 分の 1 を超えた場合をいい（国民投票法 126 条 1 項、98 条 2 項）、有権者総数の過半数ではないので、枝文後半は誤りである。

なお、「憲法改正案に賛成の数及び反対の数を合計した数」とは、いわゆる有効投票数のことです。よって、無効票はこれに入らないことに注意。

■p. 141 長と議会の関係 解説 1

解説の末尾に、以下の文章を追加して下さい。

なお、24 年改正により、一般的拒否権の対象に関する条例・予算という制限が撤廃された（自治法 176 条）。

■p. 201 解説 3

（解説内容に変更はありません）

正解〇→×

■p. 208 問題 8 及び解説 8

問題文及び解説文を以下のように訂正致します（解答に変更はありません）。

問題文

都道府県公安委員会の守秘義務違反に対しては、懲戒処分をすることはできない。

解説文

職務の性質上、都道府県公安委員会の委員の服務については地方公務員法が準用される場合があり、守秘義務についての規定の準用はその一例である（警察法 42 条 1 項・地公法 34 条）。しかし、都道府県公安委員会の委員は、特別職の地方公務員として地方公務員法の適用を受けないので（地公法 4 条 2 項、3 条 2 項、3 項 2 号）、懲戒処分（地公法 29 条）を行うことはできない。

■p. 222 問題 6 及び解説 6

誤：その事案は、自らの管轄区域に影響を与えるものでなければならない。

正：当該権限行使が認められるのは、社会的経済的一体性の程度、地理的状况等から判断して相互に権限を及ぼす必要があると認められる場合である。

誤：自らの管轄区域に影響を与えるものであることが必要である。

正：社会的経済的一体性の程度、地理的状况等から判断して相互に権限を及ぼす必要があると認められる場合である。

■p. 256 解説 4

解答は「○」と改めさせていただきます。

1号該当者であっても、保護者がいて、かつ、その者により対処（救護）が可能であれば、警察官は保護することはできません（「全訂 警察行政法解説」田村正博 p. 213）。

「管理できる」という文言は、多分に多義的な意味を含み得ますが、「対処が可能」と捉えることが自然という判断になりました。そのため、「本人を管理できる保護者等がいるときは、警職法 3 条による保護措置をとることはできない」こととなりますので、解答を改めさせていただきます。